

市町村事務受託法人の指定に係る手続き等について

1 指定市町村事務受託法人について

介護保険法第 24 条の 2 により、市町村は、都道府県が指定する指定市町村事務受託法人に対して次の事務を委託することができます。

- ・法 23 条に規定する照会等事務
- ・法 27 条第 2 項に規定する新規の要介護認定調査事務

2 市町村事務受託法人の指定申請について

市町村事務受託法人については、原則として、居宅サービス等提供法人以外の法人を指定することとなっていますが、市町村の区域内に市町村事務受託法人が存在しないこと、その他これに準ずる事情がある場合に限り、居宅サービス等提供法人であっても申請することができます。

3 居宅サービス等提供法人の申請書に添付する市町村長の意見書等について

指定申請にあたっては、市町村長の意見書等の添付が必要ですので、申請書類は所在する市町村を経由して、県へ提出してください。

【申請から指定・委託までの流れ（フロー図）参照】

居宅サービス提供法人以外の法人が申請する場合・・・①の意見書を添付
居宅サービス提供法人が、要介護認定調査事務に係る申請を行う場合
・・・①～③の意見書を添付

①指定申請に係る市町村長の意見書（市町村参考様式 1）

委託事務を適確に実施することができる経理的・技術的基礎を有しているか等についての意見を記載し、添付してください。

②特別の事情に関する市町村長の意見書（市町村参考様式 2）

居宅サービス提供法人に認定調査を委託しなければならない特別の事情を明確にするとともに、当該法人が中立公正の立場で認定調査が実施できるかどうかを十分に確認した上で作成してください。

③有識者の意見書（任意様式）

中立の立場で公正な判断をすることができる有識者（学識経験者、医療、保健、福祉関係者、被保険者等からなる委員会による審議が望ましい。）による意見書を添付してください。

4 提出書類等

(1) 指定申請に係る提出書類

○申請書類

- ・ 指定市町村事務受託法人指定申請書（第1号様式）
- ・ 指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項（付表1）
- ・ 指定申請に係る添付書類一覧
- ・ 指定申請に係る添付書類（参考様式1～7）
- ・ その他必要な書類

○市町村の添付書類

- ・ 指定申請に係る市町村長の意見書（市町村参考様式1）
- ※ 居宅サービス等を提供している者が申請を行う場合の特別の事情に関する市町村長の意見書（市町村参考様式2）
- ※ 有識者の意見書（任意様式）

（※印の添付書類は、居宅サービス等を提供している者が要介護認定調査事務に係る申請を行う場合のみ必要な書類です。）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 提出先 秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険班
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
TEL 018-860-1363
FAX 018-860-3867